

## 韓国社会教育法（一九八二）の性格について

倉内史郎

### はじめに

韓国の教育について日本の研究者が得ている情報量はきわめて少ないといつてよい。

理由は種々あげられるであろうが、そのひとつに言語・文字の問題があることは確かであろう。韓国語を話して自分で現地調査をし、あるいはハングルの文献資料を読みこなすことのできる日本人研究者は数少ない。

だが両国の関係を逆に見直してみるならば、日本の教育についての韓国の研究者が保有する情報は相当な量に達しているのではないだろうか。韓国の研究者が日本で資料を収集し、日本語文献を自由に読みこなして日本の教育に対する判断を下している例をみるのが少なくない。

つまり日本と韓国のあいだの相互の教育研究の現状は、韓国から日本への「一方通行」的關係にあつて、日本から韓国への方向はいちじるしく遅滞しているといわざるをえない。そしてそのこと自体が、より一般的に、十分に考慮されなければならない両国間の結びつき方をあらわしている。

もいえるであろう。

地理的にもっとも近い隣国というだけでなく、政治的、経済的、文化的な關係において密接な交流關係をもつ韓国について、教育研究の状況がこのような偏っているのはけつして好ましいことではない。こうした状態は早急に改善されなくてはならない。

本報告が意図するところの第一のものは、以上のような認識に立つて、少しでも韓国教育に関する情報を日本の研究者に提供したいということにほかならない。

筆者は、八一年、八三年、八四年の三回にわたつて訪韓し、韓国社会教育の現状についての若干の調査をおこなつた。たまたま第二回ときは、韓国で長年の懸案であつた「社会教育法」が初めて制定された直後であつたが、同法の条文を入手した。後述するようにこの法律は日本の社会教育法とかなり深い關係があり、非常に興味をそられるものであつた。

しかし、この法律の制定、存在についてすら、日本の社会教育關係者のあいだでは現在にいたるもほとんど知られていないのが実情である。筆者

は、条文入手の当時から、これをわが国の学界に紹介することについて一種の義務感を自分で抱いていたのであるが、もっぱら多忙のゆえにその義務の遂行が延び延びになってしまっていた。

今回、八六年度来三カ年の日本私学振興財団の学術研究振興資金からの援助による共同研究「韓国の近代化と伝統的価値観」のまとめの仕事の一環として、韓国社会教育法と日本の社会教育法との比較を試みたので、ここに(1)韓国社会教育法の全条文を紹介し、あわせて(2)日本社会教育法との若干の比較、および(3)韓国社会教育法の特徴について、筆者の考察結果を報告することにした。

## 一、韓国社会教育法の紹介

以下に、韓国社会教育法の全条文を紹介する。

### 社会教育法

(一九八二・一二・一五 国会通過)

#### 第一章 総則

第一条(目的) この法律は、すべての国民に生涯を通じて社会教育の機会を与え、国民の資質を向上させることによって、国家社会の発展に寄与することを目的とする。

第二条(定義) この法律において使われる用語の定義は、次の通りである。

一 「社会教育」とは、他の法律に規定された学校教育を除き、国民の生涯教育のためのすべての形態の組織的な教育活動をいう。

二 「社会教育団体」とは、法人であると否とを問わず、社会教育を主たる目的とする団体をいう。

三 「社会教育施設」とは、社会教育を主たる目的とする施設をいう。

第三条(適用範囲) 社会教育に関しては、他の法律に特別な規定がある場合を除き、この法律を適用する。

第四条(機会均等及び自律性の保障) ①すべての国民は、社会教育の機会を均等に保障される。

②社会教育は、学習者の自由な参加と自発的な学習を基礎にしなければならぬ。

第五条(社会教育の中立性) 社会教育は、政治的、党派的、その他の個人的偏見の宣伝のための方便に利用してはならない。

第六条(社会教育の実施) 何人も、この法律と他の法令の定めるところにより、社会教育を実施することができる。但し、次の各号の一に該当する者はこの限りではない。

一 禁治産者または準禁治産者

二 破産者として復権していない者

三 禁錮以上の刑の判決を受け、その執行が終了もしくは執行されな  
いことが確定して三年を経過しない者

四 法院の判決または法律によって資格が禁止または失われた者

第七条(教育課程等) ①社会教育は、教育の課程・方法・時間等に  
関しては、この法律及び他の法令に特別な規定がある場合を除き、これ  
を実施する者が定めるとともに、学習者の必要と実用性を尊重しなけれ  
ばならない。

② 一定の時間以上実施される社会教育課程には、国民教養に必要な一定の教育内容が含まれなければならない。

③ 第二項の規定による一定の時間以上実施される社会教育課程及びこれに含まれなければならない国民教養に必要な教育内容は、大統領令で定める。

第八条（公共施設の利用） ① 社会教育実施者は、社会教育のために、その本来の用途に支障がないと認める限り、公共施設を利用することができる。

② 第一項の規定によって公共施設を利用する場合には、その管理者は特別な事由がない限り、その利用を許可しなければならない。

第九条（営利の制限） 社会教育は、営利を目的として実施されてはならない。

第十条（履修者の学力等の認定） ① 大統領令で定めた一定の社会教育課程を履修した場合には、それに相応する社会的待遇が与えられなければならない。

② 大統領令で定めた社会教育課程を履修した者に対しては、大統領令の定めるその相応する学校を卒業した者と同等以上の学力があるものとして認定することができる。

## 第二章 国及び地方自治団体の任務

第十一条（国及び地方自治団体の任務） ① 国及び地方自治団体は、

この法律と他の法令の定めるところにより、社会教育施設の設置、社会教育専門要員の養成、教育資料の開発、経費の補助その他の方法によって、すべての国民に生涯を通して社会教育の機会が与えられるよう努力

しなければならない。

② 国及び地方自治団体は、その所管に属する団体または施設・事業場等の設置者に対して、社会教育の実施を積極的に勧奨しなければならない。

第十二条（社会教育政策調整委員会の設置） ① 社会教育に関する政策を審議・調整するために文教部に社会教育政策調整委員会を置く。

② 第一項の社会教育政策調整委員会の組織・機能・運営等に関する必要な事項は、大統領令で定める。

第十三条（社会教育協議会） ① 社会教育の効率的な実施のための協議・調整・その他社会教育実施者相互間の協力増進のために、ソウル特別市・直轄市及び道の教育委員会（以下「市・道教育委員会」という）に社会教育協議会を置く。

② 第一項の社会教育協議会の組織と運営に関する必要な事項は、当該地方自治団体の条例で定める。

第十四条（指導及び支援） ① 市・道教育委員会は、社会教育団体または社会教育施設の設置者の要請があるときは、その団体または施設の設置者の社会教育活動を指導または支援することができる。

② 市・道教育委員会は、社会教育団体または社会教育施設の設置者の要請があるときは、その団体または施設において社会教育活動に従事する者の資質向上のために必要な研修を実施することができる。

第十五条（経費補助） ① 国は地方自治団体に対して社会教育の振興に必要な経費を補助することができる。

② 国及び地方自治団体は、社会教育団体または社会教育施設の設置者

に対して、予算の範囲内で経費を補助することができる。

第十六条（資料提出の要請） 文教部長官または市・道教育委員会は、社会教育団体または社会教育施設の設置者に対して、社会教育に関する調査・研究その他計画樹立に必要な資料の提出を要請することができる。

### 第三章 専門要員

第十七条（専門要員の資格等） ①大統領令が定める一定の規模以上の社会教育団体または社会教育施設には、社会教育課程の編成・進捗と教育効果の分析・評価等、社会教育活動の企画・分析及び指導業務を専担する社会教育専門要員（以下「専門要員」という）を置かなければならない。

②第一項の規定による専門要員の資格その他必要な事項は大統領令で定める。

第十八条（欠格事由） 第六条の各号の一に該当する者は、専門要員になることができない。

第十九条（身分保障） 専門要員の身分は保障されなければならない。このために必要な事項は大統領令で定める。

第二十条（専門要員養成・研修機関の設立認可） ①文教部長官は、大統領令の定めるところにより、専門要員の養成もしくは研修の機関の設立を認可することができる。

②第一項の規定による専門要員の養成・研修機関の設立認可を得ようとする者は、専門要員の養成または研修のために必要な施設・設備を設けなければならない。

③第二項の規定による施設・設備に関して必要な事項は大統領令で定

める。

### 第四章 社会教育施設

第二十一条（社会教育施設の設置） ①社会教育施設を設置しようとする者は、大統領令の定めるところにより、その目的実現のために必要な施設・設備を設けなければならない。

②第一項による社会教育施設の設置者は、大統領令の定めるところにより、管轄市・道教育委員会に登録しなければならない。

③社会教育施設の設置者が、その施設を閉鎖しようとするときは、大統領令の定めるところにより、管轄市・道教育委員会に申告しなければならない。

第二十二条（私設講習所） 私人が多数人に三十日以上継続または反復して社会教育を実施する施設であって、次の各号の一に該当しない施設の振興・育成に関しては、別に法律で定める。

一 第二十一条の規定により設置された社会教育施設

二 事業場等の施設で所属職員の研修のための施設

三 第二十六条の規定により学校に附設する施設

第二十三条（図書館及び博物館） ①図書館及び博物館は社会教育施設とする。

②図書館及び博物館に関する必要な事項は、別に法律で定める。

### 第五章 学校及び大衆媒体と社会教育

第二十四条（学校と社会教育） ①大学・師範大学・教育大学及び専門大学は、当該大学の特性に適した社会教育を実施しなければならない

②第一項の学校を除く学校は、当該学校の施設状況を考慮し、適正な

方法で社会教育に寄与しなければならない。

第二十五条（学校施設の利用） 学校の図書館・博物館その他の施設は、学校教育に支障がないと認める限り、社会教育のために利用することができる。

第二十六条（社会教育施設の附設） ①学校には社会教育事業のために必要な施設を附設することができる。

②学校の設置経営者は、第一項の規定による施設を附設しまたは閉鎖しようとするときは、監督庁に申告しなければならない。

第二十七条（大衆媒体と社会教育） 新聞・放送・雑誌等大衆媒体を経営する者は、当該媒体の運営に支障がないと認める限り、その媒体を通じて社会教育に寄与しなければならない。

## 第六章 補則

第二十八条（是正命令） ①市・道教育委員会は、社会教育に関する活動が第五条、第七条第二項もしくは第九条の規定に違反するときは、大統領令の定めるところにより、その是正を命ずることができる。

②第一項の規定による是正命令を受けた者は、正当な事由がない限り、指定された期限内にこれを履行しなければならない。

第二十九条（罰則） 第七条第二項または第九条の規定違反による第二十八条第一項の規定にもとづく是正命令に違反した者は、一〇〇万ウオン以下の罰金に処する。

第三十条（施行令） この法律の施行に必要事項は、大統領令で定める。

## 附則

韓国社会教育法（一九八二）の性格について

この法律は、公布後六カ月経過した日から施行する。

（共訳 朴貞美、倉内史郎）

## 二、日本社会教育法との比較

### 八二年韓国社会教育法の制定にいたるまで

韓国では上記の社会教育法の制定にいたるまでに、じつに十数種の社会教育法案が作成されていた。年を追っていうと、すでに一九五二年に、文教部成人教育課に「社会教育審議委員会」が設置され、そこで韓国最初の社会教育法案の成案がえられている。最終的に法制定をみた八二年から遡ると、三十年まえのことである。

以来、五八年、五九年、六〇年、六七年、七八年、七九年、八〇年、八一年に法案が作成され、なかでも八〇年には第一次案から第五次案まで修正案がつくられている。<sup>(1)</sup>

われわれがとくに注目しなくてはならないのは、一九五二年の最初の法案が、当時制定されてまだ三年しか経っていなかった日本の社会教育法（四九年六月一〇日法律第二〇七号）を参照して作成されたということである。<sup>(2)</sup>

戦時下に日本の三高に学び、戦後は中央日報の特派員として滞日し、同新聞主筆を経て、現在韓国放送通信大学（国立）教授である金昇漢博士の解説によると、五二年の法案は参照した日本社会教育法の影響を受けて、六・二五動乱（朝鮮戦争）下にありながら進歩的な内容と社会教育振興への国の積極的な意志を表現していることよって、高く評価されたという。

これは、戦後改革期の教育民主化の過程で成立した四九年の日本社会教育法の性格からの影響を指しているのである。

しかもその五二年の法案が、韓国におけるそれ以後の社会教育法案の審議につねに「無言の影響力を発揮した」（金昇漢）といわれることに留意するならば、八二年の韓国社会教育法を理解するうえで、わが国社会教育法との比較検討は不可欠であろう。

もちろん日韓両国の教育事情の相違、社会教育に関してはとくにこの三十年間の彼我の政治的経緯のちがいが、社会教育の役割のとらえ方に多くの異なる点をもたらしていることはいうまでもない。裏返していえば、社会教育のとらえ方のちがいがから両国の政治体制の差違を知ることでもできるであろう。

比較研究の観点からいうならば、基本性格が共通している場合ほど、その共通性にもかかわらず互に相違する点がいっそう鮮明に浮かび出てくるともいえる。

この報告では、日韓社会教育法の比較を掘り下げておこなうまでにはいっていない。それにはなお時日を貸していただかなくてはならないが、以下にとりあえず、八二年韓国社会教育法の条文を土台に、現行日本社会教育法との主要な相違点を指摘しておくことにしたい。

### 日本社会教育法との異同

〔第一条関連〕 「すべての国民に生涯を通じて社会教育の機会を与え」とあり、生涯教育（韓国語では『平生教育 평생교육』と表現される）の思想が明示されている。日本社会教育法中にも生涯教育の含意はあるが、四九

年制定の当時にはまだ生涯教育概念は登場しておらず、条文の文言としてはしめされていない。ただ最近の臨教審答申が「生涯学習体系への移行」を提言し、現行社会教育関連法規の見直しを求めているので、近い将来にわが国の社会教育法にも生涯教育あるいは生涯学習ということがうたわれるようになることも予想される。

第一条には「国家社会の発展に寄与する」ことが目的として掲げられているが、わが国の社会教育法にはそのような目的規定はない。

〔第二条関連〕 「社会教育」の定義は、大筋においてわが国と同じであって、学校教育以外の組織的な教育活動をすべて社会教育ととらえる視点をしめしているが、ここにも「国民の生涯教育のための」教育活動というように、社会教育と生涯教育とを複合させてのべている。

〔第四条関連〕 ここでは社会教育の機会均等の保障と学習者の自律性について規定している。わが国の社会教育法にも同様の精神が内包されているとみるべきであるが、韓国社会教育法では明確に文言としてそのことを掲げている。とくに「学習者の自由な参加と自発的な学習を基礎にしなければならぬ」という指示には、近年成人教育に関して強調されている学習者の self-directiveness の考え方の反映をみることができる。と同時に、韓国の統制的な政治体制に対して、社会教育への統制の歯止めを設けようとする重い意味がうかがわれる。

〔第七条関連〕 一定時間以上実施される社会教育課程には「国民教養に必要な教育内容」が含まなければならないとする規定は、わが国にはみられない性質のものである。具体的には、朝鮮民主主義人民共和国との緊張した対立関係のなかで、反共思想を核とする国民教養の形成をさすもので

あるが、北との関係の変化によっては、この内容も微妙に変化するであろうと思われる。

〔第十条関連〕 社会教育課程での履修に社会的評価を与えようとする規定で、これもわが国の社会教育法にはみられないものである。また学校卒業と同等以上の学力認定ということはわが国の制度にはないのであって、今後の生涯学習体系の構想の具体化のなかで検討されることになるかもしれない。

〔第十一～十六条関連〕 第二章では国及び地方自治団体の社会教育に関する任務が規定されている。その大筋はわが国の社会教育の制度と共通している。

〔第十七条関連〕 「社会教育専門要員」を定めているが、これはわが国社会教育法に規定する社会教育専事が教育委員会の職員であるのに対し、社会教育団体または社会教育施設の専門的指導者として位置づけられている点が異なる。しかも一定規模以上の団体や施設には、この専門要員を必置としていることが注目される。

〔第二十一条関連〕 社会教育施設については、わが国の社会教育法では「公民館」条項がもっとも主要な規定として同法中の重要部分を構成しているが、韓国社会教育法にはこれに類するものはとくに規定されていない。法制定にいたる歴史的経過のなかでは、国民文化館（五八年）、郷土館（六七年）、社会教育館（七九、八〇年）などが案としてあげられていたが、八二年法にはそれらに当るものは掲げられていない。

〔第二十二条関連〕 社会教育施設に関連して、「私設講習所」があげられているのが注目される。私設講習所は、べつに「私設講習所に関する法

律」によって規定されているが、私人が多数人に三十日以上継続または回復して、知識・技術・芸能・体育等を教習する施設であって、わが国の各種学校・専修学校に似た性質の教育機関とみることができる。しかしわが国の法制的概念では、通常、各種学校や専修学校の教育を社会教育に含めて取扱ってはいない。

〔第二十七条関連〕 新聞・放送・雑誌等のいわゆるマス・メディアを社会教育の有力な手段ととらえて、マス・メディアの経営者に社会教育への寄与を義務づけている。わが国の社会教育論でも、マスコミと社会教育の関係はしばしばとりあげられるが、社会教育法上マス・メディアと社会教育の関連を定めている規定はない。社会教育の制度には組み入れられていないということである。

### 三、韓国社会教育法の特徴

#### 生涯教育（平生教育）と一体的関係

第一条および第二条第一号にみられるように、韓国社会教育法では社会教育と生涯教育とを不可分のワンセットのものとしてとらえている。「社会教育」は学校教育と区別される教育活動だとする一方で、その教育活動は「生涯教育のため」のものであるとされている。

社会教育法案がいくつも作成されてきたなかで、「平生教育」なる言葉がはじめて用いられたのは一九七八年の「社会教育振興法要綱」においてである。七九年の法案にも、平生教育の理念に立脚することがうたわれている。とくに八〇年の第五共和国憲法第二十九条で、国家は平生教育を振

興する義務があるとされて以後、どの法案でも社会教育と平生教育の不可分の関係が規定されている。

韓国で平生教育の概念が普及するようになったのは八〇年代初頭からといわれるが、それは憲法の条文に平生教育の振興が掲げられたことと密接に関連するものといえるであろう。八二年社会教育法は、まさにそうした時期に制定された法律としての特徴を表わしている。

日本の場合、「生涯教育」は教育理念としてはすでに七〇年代以来相当に拡ってきている。社会教育と生涯教育との関係についての論議も活発に展開されてきた。そのなかで、八〇年代に入ると「生涯学習」という言葉がむしろ好んで用いられるようになり、最近の臨教審答申では、教育改革の基本的方向として生涯学習体系への移行が提唱され、八八年には文部省に社会教育局に代えて生涯学習局が設けられるにいたっている。

ただし法制上は、日本の社会教育法は四九年制定以来の枠組みのままなので、条文として生涯教育あるいは生涯学習にふれるところはない。しかし今後の社会教育法改正に際しては、なんらかの形で生涯学習についての規定が取り入れられることが予想される。

### 社会教育による国民の指導・啓発

韓国社会教育法は、国民資質の向上を通して「国家社会の発展に寄与」（第一条）することを目的とし、また一定時間以上実施される社会教育課程には、「国民教養に必要な一定の教育内容」（第七条第二項）を含まなければならないと規定している。

さきにも指摘したように、「国民教養」が実質的に意味するものは、北と

の関係における反共イデオロギー教育を核とするものである。ここには、国の政策にもとづいて国民思想の方向づけをおこなうことが、社会教育の重要な役割であることがしめされている。

八〇年の第一次から第五次にわたる社会教育法案においても、一定期間以上実施される社会教育には「国民生活に必要な教育内容」が含まなければならないとされ、これを「必要的社会教育」と規定している。そしてこの必要的社会教育の内容は大統領令で定めるとしている点も、八二年社会教育法の国民教養と同様である。

五八年の社会教育法案には、地域社会の指導者を養成するための「新生活指導者訓練院」を国が設置する規定があり、七九年の社会教育法案には「社会教育指導士」の資格をもつ者の配置を定めている。これらは八二年法の社会教育専門要員（第十七条）の伏線となっているものとみてよいであろう。

以上のような社会教育の教育内容の規定、社会教育指導者の養成・配置に関する規定から、社会教育を通じての国による国民の指導・啓発の構図が浮かび上ってくるであろう。わが国の社会教育法は、戦前・戦中の国家による国民教化を否定し、国民自身の自己教育を社会教育の本質とする立場に拠っているので、韓国社会教育法にみられるこのような規定は含まれていない。法制定の時点における両国の国情の相違があらわれているといえるであろう。

### 包括的な「社会教育」概念

韓国社会教育法の「社会教育」概念は、わが国社会教育法のそれよりも



ひろく包括的だといえる。

社会教育の定義では、学校教育を除くそれ以外の組織的な教育活動を社会教育とする、という点では日韓ほぼ共通している。けれども、社会教育法が実際に取扱い、規定している教育活動についてみると、韓国の場合の方がひろい範囲を包含しているといえる。韓国社会教育法では、わが国の各種学校・専修学校に該当する私設講習所の教育を社会教育に含み、また企業内教育をも社会教育概念に包摂しているとみることができ（第二十二條）。さらに新聞・放送・雑誌等の大衆媒体（マス・メディア）を社会教育の有力な手段としてその利用について規定している（第二十七條）。これらの教育活動に関しては、わが国の社会教育法では取扱っていない。

この違いがどこから生じるかといえば、わが国の社会教育法は、法の目的が「社会教育に関する国及び地方公共団体の任務」を明らかにすることであり、韓国社会教育法は社会教育によって「国家社会の発展に寄与」というより上位の目的概念を設けていることによると考えられる。

つまり日本の社会教育法は、社会教育の定義については韓国とほぼ共通しているものの、法の諸規定は国及び地方公共団体の任務にかかわるものに限られているということである。そこからわが国では、社会教育法による社会教育とは、いわゆる「行政社会教育」という独特な範囲のものに限定されてしまっている。

韓国社会教育法でも社会教育に関する「国及び地方自治団体の任務」を当然規定しているが（第二章）、それが法の内容のすべてではなく、法の一部にそれを含むという形になっている。

そこから、わが国の社会教育法の社会教育概念は狭く、韓国社会教育法

韓国社会教育法（一九八二）の性格について

のそれはよりひろいという違いが生じているといえる。

社会教育理論の見地からは、韓国社会教育法の社会教育概念の方が一般的に妥当であろう。わが国の社会教育法による社会教育概念は、法の目的によって、限定された範囲のものになっている。しかし今後、わが国で生涯学習の観点から社会教育法の見直しがおこなわれるとすれば、たとえば民間教育文化産業による教育活動や、企業内教育、職業訓練なども視野に入れなければならないであろうし、社会教育概念の幅をもっとひろげることが求められるようになるのではないかと思われる。

#### 注

- (1) 韓国学院総連合会『学院教育斗社会教育』一九八二年の附録に、これらの社会教育法案が掲載されている。同書二八七〜四二九頁。
- (2) 金昇漢「社会教育法制定의 발자취三〇年」、前掲『学院教育斗社会教育』所収の論文。
- (3) 韓国精神文化研究院『平生教育의 体制斗 社会教育의 実態』一九八二年、五頁。